

本会議のあらまし

平成30年館林市議会第4回定例会は、12月7日から20日までの14日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案は、追加議案を含め22件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、承認、可決されました。その他、請願1件の審議が行われました。

人事案件

▽固定資産評価審査委員会委員の選任についてⅡ固定資産評価審査委員会委員の浅見哲雄さん(尾曳町)の任期が、平成31年1月25日をもって満了となることから、引き続き選任したいとして、地方税法の規定により、議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。

▽農業委員会委員の任命についてⅡ農業委員会委員の平井玲子さん(松沼町)の辞任に伴い、後任として小島美恵さん(本町四丁目)を任命したいとして、農業委員会等に関する法律の規定により、議会の同意を求

められたもので、全員一致で同意されました。

条例の改正

▽館林市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する
条例Ⅱ公職選挙法の一部を改正する法律が、平成31年3月1日に施行されることに伴い、市長選挙と同様に市議会議員選挙においても、候補者が選挙運動用ビラを公費で頒布することができるようになるため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例Ⅱ群馬県福祉医療制度の見直

しに伴う、群馬県福祉医療費補助金交付要綱の一部改正により、重度心身障がい者の入院時食事療養に係る食事療養標準負担額の助成について、低所得者へ配慮した所得制限を導入するものです。また、住民税非課税世帯の受給資格者が療養を受ける際に、標準負担額減額認定証を医療機関窓口

に提示した場合のみ、入院時食事療養費標準負担額の助成を行い、標準負担額減額認定証を提示しなかった場合については、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額を控除した額を支給することとするため、本条例の一部を改正しようとするもので、賛成多数で可決されました。

▽館林市障がい者総合支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例Ⅱ地方自治法の規定に基づき、障がい者総合支援センターの指定管理者が收受する利用料金について、施行規則で定めていた利用料金収入の指定管理者

への帰属の規定及び利用料金の決定に係る規定を条例に規定するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。



障がい者総合支援センター

▽館林市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例Ⅱ家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等に代わって行う代替保育及び家庭的保育事業者の食事の提供について所要の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、賛成多数で可決されました。

▽館林市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例Ⅱ放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の基礎資格について、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者及び専門職大学の前期課程を修了した者を加えること並びに教育免許状を取得した者を対象とする規定に改正するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市都市計画基本方針等検討委員会設置条例の一部を改正する条例Ⅱ立地適正化計画の作成に関する事項の審議に時間を要し、さらに、都市計画マスタープランの見直しに関する事項について審議を要するため、委員の任期を2年間延長し、平成33年3月31日までとするため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市手数料条例の一部を改正する条例Ⅱ建築基準法の一部改正に伴い、建築基準法の接道規制における国が定める基準に適合する